

## 健全化判断比率等の算定方法 (平成25年度決算)

### ■ 健全化判断比率

$$\text{① 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (0千円)}}{\text{標準財政規模 (14,703,488千円)}}$$

[趣旨] 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

- 1 一般会計等 = 一般会計及び2 特別会計 (市営バス運行事業、土地取得事業)
- 2 実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- 3 標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

$$\text{② 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (0千円)}}{\text{標準財政規模 (14,703,488千円)}}$$

[趣旨] 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

- 1 連結実質赤字額 = 次の①及び②の合計額が③及び④の合計額を超える場合の当該超える額
  - ① 一般会計等及び公営企業会計 (上水道事業、簡易水道事業、下水道事業) 以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ③ 一般会計及び公営企業会計以外の特別会計 (国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業) のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{③ 実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} \\ 3,474,359 \text{千円} \quad 1,526,392 \text{千円} \\ - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \\ 200,511 \text{千円} \quad 3,280,406 \text{千円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \\ 14,703,488 \text{千円} \quad 3,280,406 \text{千円} \end{array}}$$

[3カ年平均 15.1%]

※単年度比率 (25) 13.3%、(24) 14.6%、(23) 17.7%

[趣旨] 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

1 準元利償還金 : ①から⑤までの合計額

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還をした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

	将来負担額	－	(充当可能基金
	55,885,658 千円		7,033,104 千円
	+ 充当可能特定歳入	+	基準財政需要額算入見込額)
④ 将来負担比率＝	1,569,371 千円		33,437,075 千円
	-----		
	標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)		
	14,703,488 千円		3,280,406 千円

[趣旨] 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

1 将来負担額 : ①から⑦までの合計額

- ① 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第 5 条各号の経費等に係るもの)
- ③ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元利償還金に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等の負担見込額として当該団体において合理的かつ適切な算定方法に基づき算定した額

2 充当可能財源等 : ①から③までの合計額

- ① 地方債の償還額等に充当可能な基金
- ② 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入
- ③ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

## ■ 資金不足比率

[趣旨] 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

⑤ 資金不足比率＝	資金の不足額 ( 0 千円)
(法適用企業)	事業の規模 (405,104 千円)

【法適用企業＝上水道事業会計】

1 資金の不足額 = [流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高-流動資産]  
-解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額 : 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合  
において、資金の不足額から控除する一定の額

2 事業の規模 = 営業収益の額-受託工事収益の額

⑤ 資金不足比率＝	資金の不足額 ( 0 千円)
(法非適用企業)	事業の規模 (簡易水道事業 348,889 千円) (下水道事業 575,252 千円)

【法非適用企業＝簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計】

1 資金の不足額 = [繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした  
地方債の現在高] - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額 : 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合  
において、資金の不足額から控除する一定の額

2 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額